

別紙

長久手町条例第 号

長久手町交通安全条例の一部を改正する条例

長久手町交通安全条例（平成十三年長久手町条例第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条を第十四条とし、第五条から第十条までを三条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の三条を加える。

（飲酒運転の根絶）

第五条 町は、町民、関係機関等と連携し、飲酒運転の根絶のための活動を推進するものとする。

（高齢者等交通弱者の交通安全対策）

第六条 町は、交通弱者である高齢者、子ども、歩行者等の安全を図るため、その情報の提供及び交通安全啓発活動を推進するものとする。

（シートベルト等の着用等の推進）

第七条 町は、シートベルト（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の三に規定する座席ベルトをいう。）の全席着用及びチャイルドシート（同法第七十一条の三に規定する幼児用補助装置をいう。）の使用の促進を図るため、広報啓発活動を推進するものとする。

附 則

この条例は、平成二十二年十二月 日から施行する。